

各様式における科目の説明

【資金収支計算書】

当該会計年度の諸活動に対応する収入と支出の内容と支払資金のてん末を明らかにする書類です。

収 入 の 部

- (1) 学生生徒納付金収入
在学条件として納付すべきもので授業料収入、入学金収入、実験実習料収入、施設設備資金収入などがある。
- (2) 手数料収入
入学検定料収入、試験料収入、証明手数料収入などがある。
- (3) 寄付金収入
金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入とならないもの。
用途が指定されているか否かにより区分される。
- (4) 補助金収入
国または地方公共団体からの助成金を指す。
ただし、日本私立学校振興・共済事業団、これに準じる団体からの間接助成も含む。
- (5) 資産売却収入
帳簿残高のある固定資産を売却した場合の収入金額
事業活動収支計算書では簿価の値段より高く売ったか、安く売ったかにより科目が異なる。
- (6) 付随事業・収益事業収入
教育研究事業に付随して行う補助活動事業、附属事業、受託事業をいう。
 - ・補助活動収入：食堂、売店、学生寮、給食、スクールバスなど教育活動に付随する活動に係る事業収入
 - ・附属事業収入：附属機関（病院、農場、研究所等）の事業収入
 - ・受託事業収入：外部から委託を受けた試験、研究等による収入
- (7) 受取利息・配当金収入
預金、貸付金等の利息、株式の配当金をいう。
- (8) 雑収入
学校法人の負債とならない（1）～（7）以外の収入いう。
その他に学校施設の貸出によって発生する施設設備利用料収入や退職金団体交付金収入がある。
- (9) 借入金等収入
金融機関等から資金を借入れた場合に発生する収入をいう。
- (10) 前受金収入
翌年度に入学する学生生徒からの入学金や授業料などの収入をいう。

支 出 の 部

(1) 人件費支出

教職員に支給する本俸、期末手当およびその他の手当並びに所定福利費をいう。

(2) 教育研究経費支出

教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く）をいう。消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、奨学費支出などがある。

(3) 管理経費支出

総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費をいう。

その他学生生徒等の募集の為に要する経費、補助活動事業のうち食堂、売店に要する経費など。

(4) 借入金利息支出と借入金等返済支出

借入金の利息と返済による経費をいう。

(5) 施設関係支出

主に土地についている固定資産を取得するための支出。整地費、周旋料等も含む。
土地支出、建物支出(附属設備も含む)、構築物支出などがある。

(6) 設備関係支出

移動できる固定資産を取得するための支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出、図書支出、車両支出などがある。

(7) その他の支出

(1)～(6)の科目に含まれない支出

(8) 資金収支調整勘定

当該年度の支払資金の収入と支出だけではなく、前年度以前に収入と支出されたもので当該年度の活動に属する収入と支出については、翌年度以降に収入と支出される。

収 入 の 部	支 出 の 部
期末未収入金:年度末に未収となっている取引を減額修正する科目	期末未払金:実際は一部未払だった取引を減額修正する科目
前期末前受金:前年度の前受金収入を減額修正する科目	前期末前払金:手付等で前年度に支払った取引を減額修正する科目

<資金収支計算書関連書類>

●資金収支内訳表：各部門の教育研究活動を把握するとともに、資金規模や予算の執行状況を把握する。

●人件費内訳表：人件費は経常的支出のうちかなりの部分を占めるため、内訳を表示する。

●活動区分資金収支計算書：資金の動きを3つの活動（教育活動、施設整備等活動、その他の活動）に分類し、活動区分ごとの資金の流れを明確に把握する。

【事業活動収支計算書】

- ・ 経常的収支（教育活動収支と教育活動外収支）と臨時的収支（特別収支）の各区分の収支の把握
- ・ 基本金組入後の収支の均衡状態を明らかにする。

事業活動収支計算書特有の科目

（教育活動収支）

（１）現物寄付

卒業生からパソコンや図書を貰った場合(特別収支)や固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の施設設備以外のもらった場合(教育活動収支)に使用する。

（２）経常費等補助金

特別収支の施設設備補助金以外の補助金をいう。

（３）退職給与引当金繰入額

教職員が退職をする場合、規定に基づいて退職金が支払われるが、金額は勤続年数などに応じて増加する。そこで各年度の退職金に相当する金額を見積もって費用計上する。教育活動収支の均衡を維持するうえで必要。

（４）減価償却

減価償却資産は通常毎年価値が減少するので各年度に価値の減少分を割当ててる手続きを行う。

（５）徴収不能引当金と徴収不能額

徴収不能引当金は未収入金等の金銭債権について徴収不能の恐れがある場合に、資産の確実な残高を表示するため、徴収不能の見込額部分を金銭債権の額から差し引く。徴収不能額は未収入金などの金銭債権が徴収不能になった場合に使用される。

（教育活動外収支）：財務活動の収支区分

受取利息・配当金および借入金等利息→金額は資金収支計算書と同様

（特別収支） 臨時的な事業活動収支を指す

（１）資産売却差額

学校が持つ不動産などの資産を帳簿価格より高く売った場合に発生する差額⇨売却益

（２）資産処分差額←⇨資産売却差額

【貸借対照表】

学校法人の会計年度末の財政状態を表すもの

●資 産 の 部

(1) 有形固定資産

1年以上使用することを目的として所有する資産で具体的な形態を有したもの
土地、建物、構築物、機器備品、図書、車両など

(2) その他の固定資産

1年以上使用することを目的として所有する資産で具体的な形態を有しないもの
電話加入権、施設利用権、有価証券、長期貸付金など

※有価証券は一時的保有のものは流動資産に属し、長期保有のものは固定資産となる。

(3) 流動資産

翌会計年度中に現金化または費用化される資産
現金預金、未収入金、前払金など

●負 債 の 部

(1) 固定負債

返済期限が年度末より1年を超えて到来するもの
長期借入金、退職給与引当金など

(2) 流動負債

返済期限が年度末より1年以内に到来するもの
短期借入金、未払金、前受金、預り金など

・預り金：教職員の源泉所得税、社会保険料等の本人負担分

●純 資 産 の 部

(1) 基本金：校舎、校地、機器備品などの基本金対象資産を自己財産で取得したことを示すもの。

(2) 繰越収支差額：長期の収支バランスを表す